

被收容者に対する診療情報提供実施要領

大村入国管理センター
施行 平成15年1月7日
最近改正 令和元年5月1日

(目的)

第1条 この規則は、入国者收容所大村入国管理センター（以下「センター」という。）に收容されている者（以下「被收容者」という。）又はセンターを出所した者（以下「出所者」という。）の收容中における診療に関し、センターが保有する診療記録に基づく診療情報を提供することにより、センターの診療に関する被收容者の理解を深めさせるとともに、医療従事者との信頼関係を確保させ、もって適正な医療の実現を図ることを目的とする。

(申出)

第2条 被收容者は、自己の受けた診療情報の提供を求める旨の申出（以下「申出」という。）をするときは、入国者收容所大村入国管理センター被收容者処遇細則第52条に定める被收容者申出書（別記第18号様式）を処遇部門に提出しなければならない。ただし、医師による診察中に診療情報の説明を求める場合は、この限りでない。

2 被收容者以外の者は、第5条に定める内容の申出に限り行うことができる。

(申出人)

第3条 申出は、被收容者若しくは出所者又はこれらの者から申出の委任を受けた代理人（弁護士に限る。）に限り行うことができる。

2 被收容者若しくは出所者が16歳未満の場合又は疾病等その他の正当な理由により診療情報の提供を理解できず若しくは自ら申出できない場合は、前項の規定にかかわらず、配偶者、直系の親族又は法定代理人（前項の代理人を含め以下「代理申出人等」という。）が申出をすることができる。

(診療情報の説明)

第4条 センターの所長（以下「所長」という。）は、申出の内容が診療情報の説明を求めるものであるときは、次に掲げる場合を除き、医師を通じて、可能な限り当該説明に努めなければならない。

ア 診療に悪影響を及ぼすおそれがある場合

イ 第三者の権利又は利益を侵害するおそれがある場合

- ウ センターの保安上支障を及ぼすおそれがある場合
 - エ その他説明が適当でない事情がある場合
- 2 前項の説明に当たり、必要あると認めるときは、レントゲン写真その他検査記録等の診療記録を示して説明することができる。

(診療情報の書面交付)

- 第5条 所長は、申出の内容が診療情報に関する書面による説明を求めるものであるときは、センター「被收容者の診断書取扱要領」(以下「取扱要領」という。)に基づく診断書等の交付によることができる。
- 2 所長は、申出の内容が取扱要領に定める診断書等よりも詳細な情報の提供を求めるものであるとき又は取扱要領による診断書等の交付が受けられないときは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第13条の規定に基づく開示請求の手続(以下「情報開示請求手続」という。)を案内するものとする。

(申出に対する措置)

- 第6条 所長は、第2条第1項の申出に対する許否の結果を、申出を受けた部門に通知するものとする。
- 2 所長は、第4条第1項の説明を行わないときは、申出を受けた部門を通じて、その旨を当該申出をした被收容者に告知するものとする。
- 3 前条に定める申出に対する措置は、取扱要領又は情報開示請求手続による。

附 則

この要領は、平成15年1月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。